

香取広域市町村圏事務組合条例の形式を左横書き に改正する条例

昭和63年2月15日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、この条例施行前に公布された香取広域市町村圏事務組合条例
(以下「条例」という。)の形式を左横書きに改正するために関し、必要な事項
を定めるものとする。

(条例の形式)

第2条 条例の形式(既に左横書きの形式になっている表又は様式を除く。)は、左
横書きに改められたものとみなす。この場合において、配字は縦書きにおける配
字と同様とし、縦書きにおける右方又は上方は、左横書きの場合においては、そ
れぞれ上方又は左方とする。

(条例の用字等)

第3条 条例中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ当該右欄に掲げるものに改
める。

| 左 欄 | 右 欄 |
|---|--|
| 漢数字(固有名詞の全部又は一部をなしている漢数字、 熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味のう すくなっている漢数字及び数量を指示する意味はもって いるが、慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢 数字又は概数を示す漢数字並びに数字の単位として用い られている万又は億で当該数字が万未満の端数を含まな い場合における最終の単位として当該万又は億を除く。) | アラビア数字(序 数の場合を除いて3 位区切りごとにコン マを附するものとす る。) |
| 号番号として用いられている漢数字 | 横かっこで囲んだ アラビア数字 |
| 号を第1次の段階で細分するために用いられている文 字及び引用するために用いられている当該文字 | あいうえお順によ るかたかな |
| 号を第2次の段階で細分するために用いられている文 字及び引用するために用いられている当該文字 | 横かっこで囲んだ あいうえお順によ るかたかな |
| 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられている ものに限る。) | 次 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。） | 上記 |
| 左記 | 下記 |
| 上欄、上段 | 左欄 |
| 中段 | 中欄 |
| 下欄、下段 | 右欄 |

2 条例に用いられている用字等は、次の各号に掲げる告示の定めるところに従い、統一するものとする。

- (1) 常用漢字表 （昭和56年内閣告示第1号）
- (2) 現代仮名遣い （昭和61年内閣告示第1号）
- (3) 送り仮名の付け方 （昭和48年内閣告示第2号）

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。